

議案第 17 号

桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例案

桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 15 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年桐生市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議 案 説 明

議案第 17 号 桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例案

厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正  
に伴い、条文中の文言整理を行うものです。